

章	2 鉄道交通の安全	近畿運輸局 大 阪 府 大阪市・堺 市 西日本旅客鉄道(株)
節	1 鉄道交通環境の整備	
〔方針・重点等〕		
<p>1 鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。</p> <p>研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化、地下駅等の浸水対策の強化等を推進する。切迫する南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震対策を推進する。また、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による東北新幹線の脱線及び施設被害を受けて検証委員会を開催し検証を行っている。今回、検証委員会による中間とりまとめが公表されたことから、取りまとめを踏まえ福島県沖を震源とする地震において、顕著な被害が発生したものと同様の高架橋について、耐震補強の前倒しを図る。</p> <p>さらに、令和2年に国が改正した移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づき、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでの可動式ホーム柵等の整備を加速化することを目指す。また、引き続き、駅ホームの安全性確保に向けた取組を検討する。</p>		
<p>2 運転保安設備等の整備</p> <p>曲線部等への速度制限機能付き自動列車停止装置（ATS）等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたものの整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。</p> <p>※1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。</p>		

[事業計画の概要]

事業名	事業量	事業費(千円)
線路施設等の整備	軌道強化	6,403m 807,973
	線形	90m 51,000
	線路増設	0m 0
	橋梁改良	19箇所 8,170,000
	駅改良	83駅 18,019,856
	トンネル改良	5箇所 1,078,850
	防災・その他	7箇所 217,280
	小計	28,344,959
運転保安設備等の整備	自動閉塞信号	41箇所 72,673
	CTC化等	2箇所 121,000
	連動装置	1箇所 67,200
	ATS等	180箇所 576,336
	列車無線装置	5箇所 276,004
	信号機改良	2箇所 7,500
	小計	1,120,713
合計		29,465,672

章	2 鉄道交通の安全	近畿運輸局 西日本旅客鉄道(株)
節	2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	

[方針・重点等]

全国で運転事故の約9割を占める踏切障害事故と人身障害事故の多くは、鉄道利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動、踏切事故防止キャンペーンの実施、醉客に対する事故防止のための注意喚起、お声かけや見守り活動等の広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。また、近年問題となっている“歩きスマホ”についても、駅構内放送等により、危険性を訴え、防止意識を高めていく。

あと、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底やインバウンド旅客に対応した工夫を図る。

章	2 鉄道交通の安全	近畿運輸局 大阪管区気象台 西日本旅客鉄道株	
節	3 鉄道の安全な運行の確保		
〔方針・重点等〕			
<p>1 運転士の資質の保持</p> <p>運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。</p>			
<p>2 安全上のトラブル情報共有・活用</p> <p>鉄道事業者の安全担当者等による鉄軌道保安推進連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。</p> <p>また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。</p>			
<p>3 気象情報等の充実</p> <p>鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止、軽減に努める。（気象台）</p> <p>また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、気象観測予報体制の整備、地震・津波・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。（気象台）</p> <p>特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。（気象台）</p> <p>さらに、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。（気象台）</p> <p>鉄道事業者は、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、列車運行の安全確保に努める。</p>			
<p>4 鉄道事業者に対する保安監査等の実施</p> <p>鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、保安監査の充実を図る。保安監査においては、輸送の安全の確保に関する取組の状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。</p> <p>このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。</p>			

5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応

国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。

また、大都市圏、幹線交通における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。

さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者の行動判断に資する情報提供等を行うよう指導する。

6 運輸安全マネジメント評価の実施

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

章	2 鉄道交通の安全	近畿運輸局 西日本旅客鉄道(株)
節	4 鉄道車両の安全性の確保	

[方針・重点等]

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時、適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。

章	2 鉄道交通の安全	近畿運輸局 大 阪 府 大阪市・堺 市 大阪府下消防長会
節	5 救助・救急活動の充実	

[方針・重点等]

鉄道の重大事故等の発生に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ適切に行うため、異常時を想定した訓練の充実や鉄道事業者並び消防機関、医療機関及びその他関係機関との連携・協力体制の強化を図る。また、急病人の発生に備え、自動体外式除細動器（AED）の使用方法を含めた応急手当の知識・技術の普及を図る。

章	2 鉄道交通の安全	近畿運輸局 西日本旅客鉄道(株)
節	6 被害者支援の推進	
〔方針・重点等〕		
1 平時における取組		
(1) 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。		
(2) 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。		
2 事故発生時の取組		
(1) 事故発生直後の対応 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつ細やかな情報を適切に提供するよう図る。また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また、現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問い合わせ・相談に的確に対応するよう図る。		
(2) 中長期的対応 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。		